

大分県写真集作成業務委託仕様書

1 件名

大分県写真集作成業務委託

2 業務目的

本業務は、海外から本県に来県される大使などの要人向けに、県全体及び市町村の概要を写真とコメントで綴り、本県の魅力を伝える写真集を制作するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和7年8月29日まで

4 業務委託内容

県の示す掲載項目（18市町村：80項目程度）について、県が準備する写真及び受託者が準備する写真などを用いて、写真集を制作する。なお、冒頭部分には県の概要を入れ、全体の地図、面積や人口、産業構成や主要施設などについて、イラストや写真などを用いて作成する。各市町村の概要については、主に写真を用いて紹介する。

作成言語は、日本語・英語の併記とし、紙媒体1,000部のほか、電子媒体も納品する。

(1) 企画

写真集（紙媒体、電子媒体）の企画、デザイン、構成等についての検討・調整

(2) 写真撮影

ア 県の示す掲載項目（18市町村、80項目程度）のうち、県が準備する写真および受託者があらかじめ準備する写真などで補えない項目（表紙等含む）について、県と協議のうえ撮影を行う（54項目程度を想定）。あらかじめ準備した写真を使用する場合は、初回の打ち合わせで事前に県に写真を示すこと。

(3) 編集

- ア (2) の原稿や写真素材の整理、とりまとめ等を行うこと。
- イ (2) の原稿や写真素材の事実確認等を行うこと。
- ウ (2) の撮影場所をまとめた地図を掲載すること。

(4) デザイン等

- ア 写真集の目的を達成できるようにするとともに、大使など海外から本県に来県される要人等への訴求力の高い企画・デザイン等を行うこと。内容は、視認性、可読性、判読性が高く、印象に残るような内容とすること。
- イ 写真集の原稿の校正を行う。

- ウ 作成言語が日本語・英語の併記であることから、日本語原稿を英語に翻訳する。
- エ 英語含め、内容に誤り等が無い校閲を行う。

(5) 印刷

- ア 紙質 (ア) 表紙 コート紙 135Kg 以上、PP 加工
(イ) 見返紙 NT ラシヤ 100 と同等のもの
(ウ) 本文 コート紙 110Kg 以上
(エ) ケース ケースあり、箔押しあり
- イ 色数 カラー4色以上
- ウ 校正 3回以上とし、都度、発注者の確認を受けること。
- エ 部数 1,000 部
- オ その他 判型、ページ数については全体のデザインの中で提案すること。

5 スケジュール

- 4月第1週 初回打ち合わせ
- 4月第2週 レイアウト打ち合わせ、写真撮影開始
- 5月末 写真撮影終了
- 6月10日～7月14日 校正期間
- 8月20日 納品

6 納品

本業務の成果物として納品するものは次のとおりとする。

- ア 写真集 1,000 部
- イ 写真集のデータ (PDF データ、ai 形式データ)
- ウ 受託者が本委託において撮影した写真のデータ (jpeg データ)
- エ 成果物の納期は、8月20日とする。
- オ 校正は、初稿を6月10日までに提出し、校了は7月14日を目処とする。

7 著作権等

- (1) 受託者は、納品した成果品について、受託者が有する著作権法 (昭和45年法律第48号) 第21条から第28条までに規定する著作権を成果品の納入とともに県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、県に無償譲渡する著作権を県以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (3) 成果物に第三者が権利を有する著作物 (以下「原著作物等」という。) が含まれる場合には、受託者は当該原著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、権利を有する第三者から成果物にかかる使用の許可及び事後についても権利の主張を行わない旨の許諾を得ておくこと。
また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受託者の責任において処理するものとする。

8 その他事項

(1) 本事業の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に県と協議又は打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

(2) 仕様の変更

受注者が止むを得ない事情により、本仕様書の内容の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、その承認を得ること。

(3) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県と協議すること。